

御所市測量・建設コンサルタント等業務委託入札等参加資格審査申請要項

令和8・9年度に御所市（奈良県広域水道企業団御所事務所を含む）が実施する測量・建設コンサルタント等業務委託の競争入札等に、参加しようとする人（業者）は、この申請手続きが必要となります。以下により申請書類を提出してください。

この申請を基に資格審査を行い、適當と認めた者は、競争入札等参加資格者名簿に登録されます。なお、今回申請された情報については、奈良県広域水道企業団御所事務所に提供することに同意したものとします。

（令和7年度現在、登録済みの人（業者）においても、有効期限が令和8年6月30日で終了しますので、この申請手続きが必要となります。）

※登録できる業務は3業種までとなります。（別表1の業務種別により、第1希望～第3希望まで優先順位をつけて選択してください。）

※『建設工事』との重複登録は不可ですが、それ以外の『物品購入』及び『業務委託等』については重複登録可能です。

1. 受付対象者

御所市（奈良県広域水道企業団御所事務所を含む）が発注する測量・建設コンサルタント等業務委託の競争入札等に参加しようとする者。

ただし、次に掲げる要件に該当する者は、資格審査を受けることができません。

（1）入札等に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（地方自治法施行令第167条第1項の欠格規定に該当する者）

（2）営業に関し、法令等の規定により、許可、登録、認可等を必要とする場合は、これらを受けていない者

（例）

- ・測量業者（測量法による登録業者）
- ・建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
- ・建築設計業者（建築士法による登録業者）
- ・地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
- ・補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）

（3）市税を完納していない者

（4）法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税を完納していない者

（5）次のいずれかに該当する事由があると認められる者

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時測量・建設コンサルタント等業務委託の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に

実質的に関与していること。

- ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していること。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(6) 本申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者

(7) 受付期間内に、測量・建設コンサルタント等業務委託入札等参加資格審査申請要項に記載の必要書類等の提出ができない者。

2. 競争入札等参加資格の登録取消

次に掲げる事項に該当した場合は、入札参加資格停止又は参加資格を取り消します。

- (1) 申請書又は添付書類に虚偽の記載をした者
- (2) 上記1の参加資格要件を満たさなくなった場合

3. 申請及び提出方法

- ・御所市内の事業所で登録される方。(委任先が御所市内の事業所も含む)
⇒持参又は郵送。(持参による場合は、出来る限り書類の内容について説明できる人が持参してください。)
- ・御所市外の事業所で登録される方。
⇒郵送のみ。

【持参による場合】

申請場所：奈良県御所市1番地の3 御所市役所 入札室 (西玄関手前別館)

受付期間：令和8年2月4日(水)～令和8年2月18日(水)

受付時間：午前9時00分～午前11時30分

午後1時00分～午後4時00分

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※上記期間以外の登録受付はできません。

【郵送による場合】

郵送方法：「簡易書留」、「書留」、「レターパックプラス」のいずれかによること。

郵送先：〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課入札係

※「封筒等」の前面に、『測量・建設コンサルタント等業務委託入札等参加資格審査申請書類在中』と明記し、申請書類一式と、受領書返送用封筒(110円切手を貼付し、申請者の郵便番号・住所・業者名が記載された「長形3号封筒」程度のもの)を封入してください。

受付期間：令和8年2月4日(水)～令和8年2月18日(水)の消印日を有効とします。

※上記の消印日以外の申請書類については受付しませんのでご注意ください。

※書類不備等により、登録が完了しなかった場合について、様式B6にて、不備等の理由を明示して申請書類一式を返送しますので、申請書類を再提出される場合は、同様式B6に記載のとおりの料金分の切手(未使用の状態のもの。市役所からの返送にかかった代金分。)を同封のうえ、再提出してください。

この場合の再提出期日は令和8年2月27日(金)までの消印日を有効とします。

4. 提出方法

ファイル綴じ等はせず、クリップなどで留めた状態で提出してください。

5. 有効期間

令和8年7月1日～令和10年6月30日

6. その他

- (1) 申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求めるとともに立入検査を行うことがあります。
- (2) 申請書及び添付書類に虚偽の記載を行った場合は、「御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱」に基づく入札参加停止の対象となります。
- (3) 本申請において補正指示を受け、その指示期日までに補正等がなされない場合は登録されません。
- (4) 申請書及び添付書類に記載誤りや記載漏れがある場合、受付を行わず再提出が必要となることがありますので、期日に余裕をもって申請してください。
- (5) 申請後、申請書及び添付書類に変更が生じたときは、直ちに変更届を提出してください。
- (6) 物品購入、業務委託等と重複登録可能です。

7. 申請書類 (次の①から⑩のうち、必要となるもの)

別表1、測量・建設コンサルタント等業務委託 登録業務種別により全82種類中、最大3業種まで選択できます。

ご希望で第1～第3希望までを選択することができます。

(申請業種ごとに必要とするものが違う提出書類等) (○…必要 △…必要な者のみ ×…不要)

番号	提出書類	測量	建設コンサルタント (全種)	地質調査	補償コンサルタント (全種)	建築設計	その他
①	御所市測量・建設コンサルタント等業務委託入札参加資格審査申請書 『様式B1-1』『様式B1-2』『様式B1-3』 「新規」・「更新」の別を○付けしてください。 令和6・7年度に登録しており引き続いで登録申請する場合は、「更新」です。					○	
②	測量等実績調書『様式B2-①』『様式B2-②』『様式B2-③』	○	×	×	×	○	○
③	技術者経歴書『様式B3-①』『様式B3-②』『様式B3-③』	○	×	×	×	○	○
④	使用印鑑届『様式B4』				○		
⑤	委任状『様式B5』				△		
⑥	現況報告書の写し (国土交通省の受付印のあるもの。直近1年分)	×	○	○	○	×	×
⑦	財務に関する報告書の写し (国交省に提出した、「測量法第55条の8 第1項第2項の規定に基づく書類」直近1年分)	○	×	×	×	×	×
⑧	登録証明書等 (登録(更新)を認める旨の各地方整備局発行の通知)の写し (5年以内のもの)	○	○	○	○	○	○
⑨	資格審査申請書受領書 『様式B6』 (1. 申請者記入欄のみに記載してください。)				○		
⑩	誓約書 『様式B7』				○		

※ 右上欄の申請業種に応じて必要書類を揃えてください。○もしくは△(該当者のみ)のあるものが提出書類となります。

※ ②③については、第1～第3希望の業種について、各々必要となります。(希望する業種の数だけ必要。ただし最大3種。)

(法人・個人で必要とするものが違う提出書類等)

(○…必要 △…必要な者のみ ×…不要)

番号	書類の名称	法人	個人	書類の説明	
⑪	印鑑証明書	○	○	法人	法務局が発行
				個人	住所地の市町村が発行
⑫	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)	○	×	法務局が発行	
⑬	身元証明書(身分証明書)	×	○	成年被後見人等でない証明(本籍地の市町村が発行)	
⑭	(本社及び営業所等の納税証明) ※	御所市内に本社若しくは営業所等が所在する事業者	○	○	【御所市収税課発行】 (1) 法人の御所市税(過年度を含む)に滞納額のない納税証明書 (2) 代表者の御所市税(過年度を含む)に滞納額のない納税証明書 【税務署発行】 (3) 法人税、消費税及び地方消費税に未納額のない納税証明書「その3の3」
				×	【御所市収税課発行】 (1) その者の御所市税(過年度を含む)に滞納額のない納税証明書 【税務署発行】 (2) 申告所得税、消費税及び地方消費税に未納額のない納税証明書「その3の2」
		御所市外に所在する事業者	○	○	代表者が御所市に納税義務の無い法人 【税務署発行】 法人税、消費税及び地方消費税に未納額のない納税証明書「その3の3」
				×	代表者が御所市に納税義務の有る法人 【御所市収税課発行】 (1) 代表者の御所市税(過年度を含む)に滞納額のない納税証明書 【税務署発行】 (2) 法人税、消費税及び地方消費税に未納額のない納税証明書「その3の3」
		御所市外に所在する事業者	○	○	御所市に納税義務の無い個人 【税務署発行】 申告所得税、消費税及び地方消費税に未納額のない納税証明書「その3の2」
				×	御所市に納税義務の有る個人 【御所市収税課発行】 (1) その者の御所市税(過年度を含む)に滞納額のない納税証明書 【税務署発行】 (2) 申告所得税、消費税及び地方消費税に未納額のない納税証明書「その3の2」
		※納税証明書について、事業主本人もしくは代表者個人が、御所市に在住でありながら非課税となっている場合については、御所市収税課発行の「その者の市税の全部に滞納額がない証明書」を提出してください。			

※金融機関等で市税を納付いただいたから、市に納付情報が届くまで、2週間程度お時間をいただいております。納付日によっては、滞納額のない証明書が発行できませんので、領収印の押された領収書が必要になることがあります。

- 注1 法人又は個人により提出する書類が異なります。
- 注2 ⑪～⑯は、提出日から遡って3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 注3 ⑯税務署発行の納税証明書「その3の2」、「その3の3」については、郵便請求可能です。
- 注4 ⑪～⑯は写し可です（鮮明なものに限る。）。ただし、⑪「印鑑証明書」の印影部分は、必ず原寸大のまま提出してください。
- 注5 添付書類は、なるべくA4サイズに統一して、この一覧表の番号順に重ねて提出してください（ファイル綴じ等は不要です。）。
- 注6 添付書類に不備がある場合は、受付できません。
- 注7 虚偽の記載等があった場合、また、そのことにより参加資格が無いにも関わらず、申請したことが発覚した場合、入札参加資格停止や参加資格の取り消しの対象となります。

※測量・建設コンサルタント等業務委託入札参加資格審査申請書に係る個人情報の利用目的等について

御所市長が、「御所市建設工事等に係る競争入札等の参加資格等に関する要綱」第2条に基づき提出される競争入札等参加資格審査申請書（同要綱同条各号に該当しないことを証明するための添付書類、同要綱第5条に基づく変更等の届出書を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札等参加資格申請の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

1. 入札等参加資格申請の審査事務
2. 入札等参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
3. 入札等参加資格業者名簿の公開
4. 法令等の規定に基づく利用又は提供

測量・建設コンサルタント等業務委託 登録業務種別

業務種コード	業務種別		具体例
1	測量	一般測量	
2		航空測量	
3	建築設計業務		
4		河川、砂防及び海岸河川	
5		港湾及び空港	
6		電力土木	
7		道路	
8		鉄道	
9		上水道及び工業用水道	
10		下水道	
11		農業土木	
12		森林土木	
13	建設コンサルタント業務	造園	
14		都市計画及び地方計画	
15		地質	
16		土質及び基礎	
17		鋼構造物及びコンクリート	
18		トンネル	
19		施工計画、施工設備及び積算	
20		建設環境	
21		水産土木	
22		電気・電子	
23		廃棄物	
24	地質調査業務		
25		土地調査	
26		土地評価	
27		物件	
28	補償コンサルタント業務	機械工作物	
29		営業補償・特殊補償	
30		事業損失	
31		補償関連	
32		総合補償	
33	その他	CG	CGイメージパース CGシミュレーション CGフォトモンタージュ CG完成予想図作成 CG看板パンフ作成 CG景観検討資料作成
34	その他	情報処理	G I S ソフト開発 LAN整備 LAN設備 ソフト開発販売等 デジタル映像作成 ホームページ 構内情報通信設備 情報システム設計 情報化調査 地図情報システム 電算関係
35	その他	建設関係ビデオ製作	
36	その他	地形模型製作	
37	その他	防災行政無線	
38	その他	レイリー波探査検査	
39	その他	開発調査	
40	その他	環境アセスメント	環境アセス 環境アセスメント 環境アセスメント調査 環境アセス調査

41	その他	環境調査	各種公害測定分析 環境計量証明 環境現況調査 環境調査 環境調査（動植物） 環境調査（環境） 環境調査・設計 環境調査・測定分析 環境調査・分析評価 気象環境調査 空気環境測定 公害調査 作業環境調査 自然環境調査 社会環境調査 陸域・水域生物調査 陸域環境調査
42	その他	環境整備計画	
43	その他	管内カメラ調査	
44	その他	空中写真撮影・調整	
45	その他	景観に関する業務	
46	その他	計量証明	計量証明 計量証明（濃度） 計量証明・分析関係 計量証明事業
47	その他	建設工事費調査	建設工事費調査 建設資材価格調査 建設労働者賃金調査
48	その他	建造物の非破壊検査	
49	その他	建物・設備診断	
50	その他	建物耐震・耐力度診断	
51	その他	交通量調査	交通量・世論一般調査 交通量調査 交通量調査・解析 道路交通量調査
52	その他	航空機使用事業	
53	その他	産業調査	
54	その他	写真関係	
55	その他	社会調査	社会調査 世論調査 地域社会計画調査 地域振興関連調査研究 道路経済調査
56	その他	上下水道施設調査	
57	その他	漏水調査	上下水道漏水調査 水道管建造物漏水調査 漏水TV調査 漏水調査 漏水調査・地中探査
58	その他	騒音・振動測定	振動・騒音調査 騒音・振動測定 騒音・振動調査 騒音・濃度測定 騒音振動 騒音測定 濃度・騒音測定
59	その他	水質検査	水質環境調査 水質検査 水質他、環境調査 水質調査・分析
60	その他	地下埋設探査	地下埋設探査（地下レーダー探査） 地中レーダー探査

61	その他	土木構造物調査	
62	その他	防災計画調査研究	
63	その他	流量調査	
64	その他	基本構想基本計画等	基本構想基本計画等 地域開発計画 地域計画策定
65	その他	建築設備電気衛生空調	
66	その他	交通信号機設計	交通信号機設計 交通信号機設計業務 交通信号機設備設計
67	その他	水域関連施設設計	
68	その他	設備設計	機械設備設計 設備設計
69	その他	造園設計	
70	その他	既存建物保全計画	
71	その他	電気・通信設備設計	通信設備設計 電気・通信設備設計 電気設備設計 土木関係電気設備設計
72	その他	都市計画設計	都市・地域計画 都市計画 都市再開発コンサル 都市計画設計
73	その他	廃棄物コンサルタント	
74	その他	下水道施設維持管理	下水管渠内維持管理 下水道施設維持管理
75	その他	工事監督業務	
76	その他	保全管理業務	
77	その他	登記	調査登記 登記全般 表示登記
78	その他	土地家屋調査	地権調査 土地家屋調査 土地家屋調査土業務 土地調査
79	その他	土地区画整理	
80	その他	不動産鑑定	不動産鑑定 不動産鑑定評価業務
81	その他	保安林解除関係業務	保安林解除関係業務 保安林解除申請業務
82	その他	物品地図印刷	

※ 申請の際は、上記の業務種別、全82種の中から3つまで登録可。

第1から第3希望まで優先順位をつけ、上記の業務コード、業務種別を申請書に記載してください。